

1 基本理念等

本市では、(仮称)北部学校給食センターの調理、配送、備蓄という本施設本来の機能を生かし、災害時における炊き出しのバックアップ等や配送の拠点として、市の防災力向上に資する施設の整備・運営を図る予定であり、これを具体化するに当たって、本市が本事業に求める水準については、要求水準書(案)に記載のとおりである。

本参考資料は、要求水準書(案)における防災力の向上に係る記載について、再整理を行ったものである。

2 防災に係る要求水準

(1) 基本的な考え方

- 8,000食対応の炊飯設備とともに、8,000食を3日以上貯米できる倉庫等、災害時の炊き出しに必要な施設を整備する。
- 発災後72時間以降に炊き出しを行う避難所の補完機能を有する施設として、ライフライン停止時においても、8,000食の米飯、汁物副食の調理が最低でも1回は可能な施設とする。
- 防災備蓄倉庫を整備する。
- 災害発生時に極力被害を受けない堅固な施設とする。
- 本施設の性能は、次に掲げる水準と同等以上とする。
 - ・ 構造体の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類とする。
 - ・ 非構造部材の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のB類とする。
 - ・ 建築設備の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の乙類とする。

(2) 施設整備

ア 諸室配置

- 食品の遅配や給食センター内の停電等の際であっても、学校開校中の給食を停止することのないよう予備食として給食(以下「応急給食」という。)食材を備蓄するための広さ・設備を備える。

応急給食の食材としては、8,000食×3日分の主食(米)及び副食(レトルトカレー等)を市が調達するためと、備蓄に必要な広さ・設備を整備する。主食(米)については、平時からローリングストックとし、これに必要な貯米庫等を設ける。米の最大保管量については、納品頻度を踏まえ8,000食×6日分を想定している。副食(レトルトカレー等)については、段ボール(430×290×170mm程度)600個程度を想定している。なお、応急給食の食材は災害時における炊き出し等業務に活用する。

- 防災備蓄倉庫を次の水準で整備する。
 - ・ 30㎡以上の室を1階に設ける。
 - ・ 屋外より倉庫への出入り及び備蓄品の搬出入が容易に可能な構造とする。
 - ・ 備蓄品の維持管理に必要な温湿度管理が可能な仕様とする。
- ・ 備蓄品は、市の調達によるものとする。なお、高齢者向けレトルト食品(約10,050食程度を目安)、乳幼児向けの食品(約4,150食程度を目安)等を想定している。

イ 調理設備

- 回転釜のうち2台以上は、ルウ等の調理に使用するため、平時から原則、LPガスを熱源とする。ガス釜を2台以上設置する。ガス釜の熱源は、平時からLPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。
- 連続炊飯システムの熱源は、平時からLPガスを原則とし、災害時のインフラ停止時であっても使用可能な設備とする。なお、熱源に応じて備蓄等の必要な対策を講じるものとする。

ウ 電源設備

- 災害等による商用電力の停電対策として、炊飯設備の運転など、炊き出し及び配送等の業務に加え、最低限の事務作業に必要な保安用自家発電設備を設置する。なお、冷蔵庫・冷凍庫の機能維持については、稼働時間を含め事業者の提案による。

(3) 開業準備

- 地震、台風、火災等の災害時における炊き出し業務及び施設内の事故等の発生時の対応及びその対応に係る定期訓練について、関係機関等との連絡体制を含めた対応マニュアル(以下「事故等発生時対応マニュアル」という。)を作成し、市の承認を得る。
- 本施設は小学校給食室等の炊き出しを行う給食施設を補完するため、市と調整の上、発災後72時間以降に、応急給食の食材を活用した炊き出し及び配送等を実施するものとし、その実施方法等については事業者の提案による。
 なお、事業者は災害時の炊き出し及び配送等の実施に当たっては、その災害時の炊き出し及び配送等に係る詳細及びサービス対価の支払い時期等に係る協定を締結するものとし、必要な経費はPFI事業費には含めない。

(4) 運営

ア 業務従事者の研修等

- 災害を想定した訓練として、調理従事者等の避難訓練及び事故等発生時対応マニュアル並びに開業準備に当たって締結した協定に基づく定期訓練を年1回以上実施する。

イ 災害時における炊き出し等業務

(ア) 事故等発生時対応マニュアルに基づく定期訓練

- ・事業者は、開業準備に当たり作成する事故等発生時対応マニュアル及び市と事業者において締結した災害時の炊き出し及び配送等に係る協定に基づき、年1回程度の定期訓練を行う。
- ・定期訓練は、学校長期休業中に実施するものとし、給食提供への影響のないよう配慮する。
- ・定期訓練を踏まえ、事故等発生時対応マニュアル等に改善が必要と市が判断する場合には、市との協議の上、事業者は事故等発生時対応マニュアルを見直すものとする。
- ・定期訓練に要する費用は、事業者の負担による。

(イ) 炊き出し等

- ・事業者は、小学校給食室等の炊き出しを行う給食施設を補完するため、開業準備に当たって締結した協定に基づき、発災後72時間以降に炊き出し及び配送等を実施する。

